第6期 雲南市農業委員会第7回総会議事録

- 1. 日 時 平成30年1月23日(火) 13:33~14:39
- 2. 場 所 市役所3階 301会議室
- 3. 出席委員(17名)

 1番 錦織邦男
 2番 高田 耕
 3番 竹内 勉
 4番 奥田 武

 5番 神田邦昭
 6番 小山益男
 9番 佐藤博子
 10番 三原治雄

 11番 吾郷正司
 12番 高橋美佐子
 13番 橋本 博
 14番 三島輝昭

 15番 柳原昌広
 16番 嘉本輝雄
 17番 山本博子
 18番 内部武雄

- 19番 加藤一郎
- 4. 欠席委員(2名) 7番 山本裕子 8番 吉廣丈晴
- 5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 企 画 官 土屋和則 統括主幹 女鹿田比文 統括主幹 白築 香 (国土調査課) 主査 佐藤 勝 副主幹 高木作真
- 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第52号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第56号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 議事

発信者		議	事	録	要	旦	
事務局	定刻になりました。						
	ご起立ください。						
	一同互礼。						
	ご着席ください。						
議長	(会長より新年のあ	らいさつ))				
議長	ただ今の出席委員に	は17名	でありま	す。			

発信者	議 事 録 要 旨
議長	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第7回総会を開会いたします。
	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番橋本博委員、14番三
	島輝昭委員を指名します。
議長	日程第2、諸報告を行います。
	事務局より説明を求めます。
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
	・会長専決処分の報告(県常設審議委員会諮問案件)について
	・合意解約届出(農地法第18条第6項)の受理について
	・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について
	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
	・会議等の報告事項について
	・会議等の予定について
** =	
議長	以上で諸報告を終わります。
	それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。
	なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。
	質問はことがませんが。
	(無しの声あり)
議長	質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行います。
	それでは最初に、「議第52号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に
	対する承認について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	議案書5ページ「議第52号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対す
	る承認について」説明します。6ページをご覧ください。
	5件の申請が出ております。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△外3筆、地目は登記簿田・現況荒廃農地2筆、登記簿畑・現況
	荒廃農地2筆、面積は合計で5,106 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町
	○○の□□□□□さん、非農地の事由は、「労力不足により、20年来耕作できずまた草
	刈り管理もできず山林原野化してしまった」ということです。面積が大きい農地が含

発信者 議 事 録 要 旨 事務局 まれておりますがいずれの土地においても土地改良は行われておりません。平成29 年12月14日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

申請番号2番

○○町○○△△-△、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は256 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□さん、非農地の事由は、「親が体調を崩し手入れができなくなり平成18年頃から荒廃してしまった」ということです。平成29年12月21日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

申請番号3番

○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は合計で 429 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□□さん、非農地の事由は、「母が耕作していたが高齢になり管理できず山林原野化してしまった」ということです。○○△△-△は家屋の裏山で島根県の治山法枠工事の上側、かなり高いところの斜面の狭小農地で樹木も立ち枯れている状況です。平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

申請番号4番

○○町○○△△-△、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は 48 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の宗教法人□□さん、非農地の事由は、「法面と参道に挟まれた斜面の狭小の土地のため利用できず原野化している」ということです。登記簿では昭和31年に所有権保存登記がされております。平成29年12月26日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。

申請番号5番

○○町○○△△-△外2筆、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は合計で 1,336 ㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□さん、非農地の事由は、「畑の区画が狭く斜面で管理できず雑木、竹林化してしまった」ということです。 平成29年12月14日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお 願いいたします。

旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。

(無しの声あり)

ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。

3

議長

発信者	議 事 録 要 旨								
	(無しの声あり)								
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。								
	(無しの声あり)								
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第52号 農地法第2条の規定による非農地証明申請 に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。								
	(無しの声あり)								
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第52号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。								
議長	次に、「議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。								
事務局	議案書8ページ「議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明 します。9ページをご覧下さい。 申請番号1番								
	○○町○○△△-△、1筆、地目は登記簿、現況ともに田で面積が 774 ㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は、「交流センター建設に伴う代替地として譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「交流センター建設に伴う代替地として譲り受ける」ということです。土地代は10 a 当たり 3,280,000 円で、確認は○○委員さんです。△△さんは△△-△、△△-△、△△-△、△△-△部分を交流センター建設地として提供されました。この農地と同じ面積を代替地として譲り受けられるものです。								
	申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△、1筆、地目は登記簿、現況ともに畑で面積合計は960 ㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□□さんです。申請事由は、「県外へ転出予定で耕作していくことが困難になるため譲り渡す」いうことです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△ さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。土地代は10 a 当たり70,000 円で、確認は○○推進委員さんです。								

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	申請番号3番
	○○町○○△△-△外6筆、地目は登記簿、現況ともに田が1筆、畑6筆で面積合計
	は8,419 ㎡です。権利の種別は3条の無賞移転で、譲渡人は○○市○○町の□□□□□
	さんです。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難な為、譲り渡す」ということ
	です。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経
	営を拡大する」ということです。この農地は2ページの合意解約が出されていますが、
	譲受人の△△さんの法人と利用権設定をされていた農地です。土地代は無償で、確認
	は○○推進委員さんです。
	申請番号4番
	○○町○○△△-△外5筆、地目は登記簿、現況ともに田が2筆と、登記簿、現況と
	 もに畑が4筆で面積の合計は3,545 m ² です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人
	は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は、「高齢のため後継者に貸付けする」い
	うことです。借受人は、息子さんで○○町○○の△△△△さん。申請事由は、「申請地
	を借受け、農業経営を主宰する」ということです。お父様の□□さんは○○町にある
	施設に入所されたため住所が異なっています。農業者年金受給者で今回再設定される
	ものです。貸付料は親子ということで無償、確認は○○推進委員さんです。
	以上の案件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が
	生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従
	事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面
	積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
	許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上提出の案件につきまして、ご審議をお願いします。
	MILLEN ATTORNEY OF A CHARLES OF
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
μχ <u>χ</u>	願いいたします。
	(無しの声あり)
議長	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
成 又	たにす、 新物用がり配りをいたしようにか、 真然はことです。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
1000 区	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
	(m C v /) · 0 / /)
議長	計論を終わります。
时 以	お諮りいたします。「議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、
	40mッヾたしより。「戚劝ひひり 辰地仏为ひ木のがたによる計り中間について」は、

発信者	議事録要旨
議長	申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第53号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のと おり許可することに決定いたしました。
議長	次に、「議第54号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と します。 事務局より説明を求めます。
事務局	議案書11ページ「議第54号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。12ページをご覧ください。申請番号1番 ○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿が田、現況が畑で申請面積の合計は68.9㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地が急な傾斜の参道の先にあり、管理や参拝が出来ない為申請地に移転したい。また墓地に併せ、墓地までの地道も悪い為、墓地管理地としても整備したいとのことです。農用地除外は平成29年8月22日に許可されています。確認は○○推進委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	申請番号2番 ○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿、現況ともに畑で申請面積の合計は48.89 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在ある墓地の下法面が崩落するので移設したいとのことです。始末書が出されており、昭和58年頃、現在の墓地を作る際に参道としてコンクリート舗装をしましたとのことです。農振地区域外で確認は○○委員さんです。申請区分は申請番号1番と同じです。
	中調番号3番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で申請面積は499 ㎡です。申請人

は、○○町○○の□□□□□さん、転用目的は住宅で個人住宅 1 棟 144 ㎡を建築されます。転用理由は、現住居は、イエローゾーンに入っており、過去に災害被害を経験しています。また高速道路の騒音にも悩まされているため申請地に住宅を建築したいと

発信者 議 事 録 要 旨

事務局

のことです。農振地区域外で確認は○○推進委員さんです。

農地区分は、第一種住居区域であることから第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。

申請番号4番

○○町○○△△-△、外2筆、地目は登記簿、現況ともに畑で申請面積の合計は226 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は木戸道及び車庫で車庫1棟を建築されます。転用理由は、居宅への木戸道が約1m幅の赤道しかなく市道から出入りできるよう平均幅6mを確保し、市道沿いの利便な自己所有地に車庫を設け自家用車3台分と農機具を納めたいとのことです。始末書が出されており、平成16年頃、木戸道、車庫として利用していましたとのことです。農用地除外は平成29年12月25日に事前了承が出されており確認は○○委員さんです。

申請区分は申請番号1と同じです。

申請番号5番

○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で申請面積は 9.99 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地が急な参道の先にあり、管理や参拝が出来ない為申請地に移転したいとのことです。農用地除外の許可は平成 2 9年 8月 2 2日に出されており、確認は○○委員さんです。

申請区分は申請番号1番と同じです。

申請番号6番

○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況ともに田で申請面積は 9.99 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地が急な参道の先にあり、管理や参拝が出来ない為申請地に移転したいとのことです。農用地除外の許可は平成 2 9年 8月 2 2日に出されており、確認は○○推進委員さんです。

申請区分は申請番号1番と同じです。

申請番号7番

○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で申請面積は 9.61 ㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、墓地が自宅から離れており参拝や管理が不便な為自宅近くに移設したいとのことです。農用地除外の許可は平成 2 9 年 8 月 2 2 日に出されており、確認は○○委員さんです。

申請区分は申請番号1番と同じです。

以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお

発信者	議事録要旨
議長	願いいたします。
_	
18番	
	ますが、コンクリート舗装がしてあります。その向こうに墓がありますが、ここの墓
	を作った時に舗装をされたということです。この下にお寺があり、そこのげしが崩れ
	る可能性があるということで、ポールが立っているところへ移すということです。こ こは自分の畑で勝手に舗装して使っており、亡くなられたお父さんがやられたという
	ことで、申し訳なかったということでした。よろしくお願いしたいということです。
	ことで、中心がながりにということでした。ようしてお願いしたいということです。
議長	他に補足説明は。
15番	15番○○です。4番の案件でございますが、54ページをご覧くださいませ。申
	請人の□□さんのお父さんが数年前に亡くなられ相続等の手続きをおこなっていく上
	で、平成16年頃より木戸道と車庫として無断転用で使っておられたということがわ
	かり、早急に農地法の手続きをされた次第であります。無断転用をお詫びいたすとと
	もに、これからは農地法に基づいてしたいと思いますのでよろしくお願いしますとい
	うことでございます。よろしくお願いします。
議長	他に補足説明はございませんか。
	無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑
	はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第54号 農地法第4条の規定による許可申請につい
	て」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のと
	おり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第54号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申
	請のとおり許可することに決定をいたしました。
	次に、「議第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に

発信者	議 事 録 要 旨
議長	ついて」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	15ページです。「議第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
	画の承認について」説明いたします。16ページをご覧ください。
	今回の案件は○○町55件、○○町14件、○○町2件、○○町10件、○○町2
	件、○○町1件、合計で84件の申請があっております。26ページから45ページ
	が利用権の設定を受ける者が、しまね農業振興公社となっている案件です。こちらは
	中間管理機構に預けられる件で、○○町の○○地内の農事組合法人□□さんが借受け
	られる計画のものです。□□さんについては、平成22年4月に設立されておりまし
	て、6年の契約が満了し中間管理機構を介した転貸を予定されたものであります。筆
	数が67筆、面積は22.4h aの申出となっています。期限が切れたものすべて中間管
	理機構を通じた借り換えを計画されたというものです。
	この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての
	農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の
	内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。
	以上、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと
	とします。また、協議の際、議事参与の制限に該当する申請番号13番と17番の案
	件がございますので、協議の際にご配慮ください。
	14時25分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。
	(人上 本白)
	(休憩)
議長	会議を再開します。
	たほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初
	に議事参与の制限に該当する案件である申請番号13番と17番を除く案件について
	各町より発表していただきます。
	○○町お願いします。
2番	2番○○です。いずれも妥当ということです。お認めいただきたいと思います。
議長	次に○○町お願いします。
16番	16番○○です。○○町は個人の方が4件、法人が10件ございまして、あと個人
	のところで10番は○○市の人が作るということですが、この人はもともと○○町に
	農園がありそこで働いておられ、○○町の農業についてはいろいろとその時代からあ
	ちこちで耕作しておられます。今も手助けをお願いすると快く引き受けていただいて
	いる人で、再設定ということで引き続きお願いしたということです。そのような状況

発信者	議事録要旨
16番	ですが、いずれも妥当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議長	次に○○町お願いします。
17番	17番○○です。○○町は申請番号11番、12番の2件です。妥当と判断しまし
	たので審議をお願いいたします。
議長	次に○○町お願いします。
成以	びにしい。
4番	4番○○です。○○町に該当します14番、15番、16番、18番、19番、2
	0番、21番、22番ですが、いずれも再設定案件であり妥当と判断します。
議長	次に○○町お願いします。
3番	3番○○です。○○町は今回2件ございます。1件は新たな申し出、もう1件は再
	設定ということでいずれも妥当と判断いたしました。よろしくお願いします。
議長	次に○○町お願いします。
一	
11番	┃ 11番○○です。○○町は再設定として1件出ております。妥当と判断いたします
	のでよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということです
	が、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
* =	=1=1\t.\t.\t.\t.\t.\t.\t.\t.\t.\t.\t.\t.\t.\
議長	計論を終わります。 お諮りいたします。「議第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
	お韶りいたします。「議第33万 展案経営基盤強化促進法に基づく展用地利用集積 計画の承認について」、申請番号13番と17番を除く案件については、申請のとおり
	全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。

発信者	議 事 録 要 旨							
議長	よって、「議第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認							
	について」、申請番号13番と17番を除く案件については、申請のとおり全て妥当と							
	して市長に報告することに決定いたしました。							
举 目	7.4 不过地 (2 举事名片 (2 地)阳 (2 苯) 十 2 由 李 平 日 1 9 平 1 1 7 平 0 字件 (2 ~) 2 ~							
議長	それでは次に、議事参与の制限に該当する申請番号13番と17番の案件について のみ審議いたします。							
	雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、15番○○委員にはご							
	退席願います。							
	(○○委員退席)							
-11								
議長	それでは、申請番号13番と17番の案件について、先ほどご協議いただいた結果							
	を○○町より発表していただきます。							
9番	9番○○です。先ほど協議いたしました。13番と17番ですが、両方とも新規と							
	いうことですが、17番につきましてはこれまで作業受託をされていたということで							
	す。両方とも妥当と判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。							
議長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。							
	(無しの声あり)							
議長	質疑を終わります。							
	次に、討論を行います。討論はございませんか。							
	(無しの声あり)							
	(無しの声めり)							
議長	討論を終わります。							
	お諮りいたします。「議第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積							
	計画の承認について」、申請番号13番と17番の案件については、申請のとおり妥当							
	とし市長に報告することにご異議ございませんか。							
	(無しの書もり)							
	(無しの声あり)							
議長	異議なしと認めます。							
	よって、「議第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認							
	について」、申請番号13番と17番の案件については、申請のとおり妥当として市長							
	に報告することに決定をいたしました。							
	15番○○委員にはご着席願います。							
	(○○委員 着席)							

発信者	議事録要旨
議長	次に、「議第56号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に 対する意見具申について」を議題とします。
	国土調査課より説明を求めます。
国土調 査課	国土調査課の○○です。よろしくお願いします。「議第56号 地籍調査による登記 簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」説明します。
	資料No.2をご覧ください。 初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在の地籍調査の
	進捗状況ですが、現在、地籍調査を実施している地区につきましては、○○町と○○ 町の2町にて実施しています。○○町の進捗率については約91%、○○町について
	は約56%であり、雲南市全体としては約91%の進捗率となっています。これは平成29年4月現在の数値であります。
	裏面の図面の管内図ですが、緑色の表示が既に調査が完了しているところ。赤色の表示が今回農業委員会にお諮りする地区です。白い部分は、登記申請中または調査中
	及び未調査地区、灰色の部分は国有林ということで色分けをしています。 それでは今回お諮りする〇〇町〇〇地区について説明します。
	最初に、図面資料68ページをご覧ください。〇〇3工区の実施区域図となります。 ご覧いただきご確認の程をお願いします。
	次に議案資料47ページをご覧ください。〇〇3工区について説明します。
	まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が123筆、畑が65筆で合計188筆ありました。
	調査後についてですが、田についての詳細については宅地が1筆、山林が112筆、 原野が3筆、公衆用道路が2筆、ため池が2筆、小計120筆となっています。
	畑についての詳細については宅地が1筆、山林が61筆、公衆用道路が2筆で小計6 4筆となり、合計で184筆となっています。
	調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目に変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。
	2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆は1 23筆、面積については7.79haありましたが、調査後につきましては筆数が11筆、
	面積が 1.76 h a と変動しています。 畑につきましては調査前の筆数は 6 5 筆で、面積については 4.26 h a ありましたが、
	調査後につきましては筆数、面積とも0となっております。 筆数の変動については、合筆、地目変更により変わってきています。面積については、
	同様に合筆、地目変更により変動していますし、また調査前の面積は公簿上の面積で
	あり、調査後は現代の最新技術にて現地を測量した実測面積です。 次に48ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、先程の説明 と重複しますので説明は割愛させていただきますのでご覧いただきますよう、宜しく
	お願い致します。以上報告とさせていただきます。

=v. /=. +v	* + N = E
発信者	議事録要旨
議長	ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第56号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地
	の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告する
	ことにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、「議第56号 地籍調査による登記簿上の地目が農地
	である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長
	に報告することに決定いたしました。
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。
	一同互礼。
	ご着席ください。
事務局	次にその他事項に入ります。
	【その他事項】
	(1) 農地の賃借料情報提供について
	(2) 平成29年農業委員会忘年会の精算について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

日	月	年	平成
議 長			
mx X			
署名委員			
署名委員			